第

5 3 4 6

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 11月 10日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 裁決事例平成27年1月~3月分

Q:裁決事例の平成27年1月から3月分が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか?

A:次のような内容のものがありました。 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成27年1 月から3月分の裁決事例6事例が公表されま した。

内訳は、国税通則法2、所得税2、相続税及び国税徴収法各1で、主なものには、次のようなものがありました。

【国税通則法関係】

- ・調査手続の違法は修正申告の効果に影響を 及ぼさないと判断した事例
- ・帳簿を作成していない青色申告事業者に対する 更正処分の理由付記の程度について、帳簿書類 の記載自体を否認することなしに更正をする場 合に該当することから、理由付記制度の趣旨目 的を充足する程度に記載すればよいとした事例

【所得税法関係】

・従業員名義で経営していた店舗に係る経営 上の行為の状況、利益の享受状況及び出資 の状況等から当該店舗の事業に係る所得の 帰属先は請求人であると認定した事例

【相続税法関係】

・相当の地代を支払っている場合の借地権は、贈 与財産である株式の純資産価額の計算上、株式 の発行会社の資産の部に算入するとした事例







